

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく  
社会医療法人豊生会 行動計画

策定日 令和8年3月26日

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日のまでの5年間

2. 内容

〈目標1〉フルタイム労働者一人あたりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を30時間未満とする。 共通

〈対 策〉

- ・令和8年4月～ 状況を把握し、対策を検討し、推進する。

〈目標2〉男性職員の育児休業及び特別有給休暇（出産休暇）を併せて、取得率60%以上にする。 次世代

〈対 策〉

- ・令和8年4月～ 取得状況の実態把握、管理職会議等で取得を促す、職員向け資料にて対象者に取得を呼びかける。

〈目標3〉小学校就学前の子を持つ社員を対象とする短時間勤務制度の対象を小学校3年生まで拡大する。 次世代

〈対 策〉次世代

- ・令和8年4月～ 検討開始、制度導入、就業規則変更、職員へ周知

〈目標4〉女性の再雇用者数を期間内5名採用する。 女性活躍

〈対 策〉

- ・令和8年4月～ 応募状況を把握し、対策を検討し、採用を推進する。